

広報わたらい

No. 67

昭和41年4月25日
(別紙)

行会集
度
発県編
三重廣
府
村
課

度会村職員住宅手当支給条例の一部を改
正する条例

昭和四十一年三月二十九日
三重県度会村長 大野真資

「四百円」を、「四百五十円」に、「四百
五十円」を「五百円」に改める。

この条例は、昭和四十一年四月一日から
施行する。

度会村条例第十一号

度会村医師手当支給条例

度会村医師手当支給条例の一部を改正す
る条例 (条例第十七号)

昭和四十一年三月二十九日
三重県度会村長 大野真資

度会村医師手当支給条例

右公布する

一

目次

条 例

- 度会村区事務費補助に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)
- 度会村職員住宅手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第九号)
- 度会村職員給与条例の一部を改正する条例 (条例第十号)
- 度会村医師手当支給条例 (条例第十一号)
- 度会村接種検診手当支給条例 (条例第十二号)
- 度会村学校給食センター条例 (条例第十三号)
- 度会村職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第十五号)
- 度会村学校給食員の給与に関する条例 (条例第十六号)

- 度会村条例第八号
度会村区事務費補助に関する
条例の一部を改正する条例
右公布する
昭和四十一年三月二十九日
三重県度会村長 大野真資
- 度会村条例第十号
度会村職員給与条例の一部を
改正する条例
右公布する
昭和四十一年三月二十九日
三重県度会村長 大野真資
- 度会村医師手当支給条例
第一条 この条例は、度会村教育委員会所
属の学校医及び学校歯科医に支給する手
当について必要な事項を定めることを目
的とする。
第二条 手当の額は、別表第一及び別表第
二に定める額とする。
第三条 学前の健康診断の対象者を含む。」
第四条 学校医及び学校歯科医が業務に從
事するための医師の診療所と当該学校と
の間の往復については、村公用車を使用
するものとする。ただし、診療所と学校
との間の距離が一キロメートル未満の場

- 度会村条例第九号
度会村職員住宅手当支給条例
この条例は、昭和四十一年四月一日から
施行する。
度会村条例第九号
度会村職員給与条例の一部を改正する
条例 (条例第十四号)
度会村学校給食員の給与に関する条例
(条例第十五号)
度会村立学校用務員等定数条例 (条例第
十六号)
- 度会村職員定数条例の一部を改正する
条例 (条例第十五号)
- 度会村学校給食員の給与に関する条例
の一部を改正する条例
右公布する

度会村条例第十四号

度会村職員定数条例の一部を

改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野真資

度会村職員定数条例の一部を改正する條

度会村職員定数条例の一部を改正する條

度会村職員定数条例（昭和三十年度度会村

条例第四号）の一部を次のように改正する

第二条 第四号を次のように改める。

四 教育委員会及び教育機関の職員

公 民 館 長 一人

事 務 職 員 二人

そ の 他 の 職 員 一人

学 校 給 食 員 一人

学 校 給 食 センター所長 一人

学 校 給 食 センター次長 一人

学 校 給 食 センター所員 一人

栄 养 士 一人

学 校 給 食 員 三人

附 则

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

度会村条例第十五号

度会村学校給食員の給与に關する條例

右公布する

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野真資

度会村立学校用務員等定数条例

昭和四十一年三月二十九日

三重県度会村長 大野真資

この条例は、公布の日から施行する。

度会村学校給食員の給与に關する条例

第一条 この条例は、度会村教育委員会に

所属する学校の用務員及び学校給食員（以下「用務員等」という。）の定数を定めることを目的とする。

第二条 学校給食員には給料のほか、扶養手当及び六月及び十一月期末賞与を支給する。

第三条 学校給食員には給料のほか、扶養

手当及び六月及び十一月期末賞与を支給する。

学 校 别	学校の種別		会計年度
	小 学 校	中 学 校	
村立中川小学校	用務員	学校給食員	12,000円
村立内城田中学校	五人	六人	一人につき

学 校 别	学校の種別		会計年度
	上記に對する 加算支給額	生徒数	
村立中川小学校	10円	金額	

第一条 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 この条例は、昭和四十一年四月一日から適用する。

第三条 前条に規定する用務員等の学校別

の配分は、度会村教育委員会が定める。

附 則

第一条 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 度会村職員定数条例（昭和三十年度度会

村条例第四号）第二条第四号中「その他の

職員十一人」を「その他の職員五人」

に改める。

第三条 扶養手当及び期末賞与の支給方法

は、村職員の例による。

度会村条例第十七号

度会村医師手当支給条例の一

部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年四月十九日

三重県度会村長 大野真資

度会村医師手当支給条例の一部を改正す

る条例

度会村医師手当支給条例（昭和四十一年

度会村条例第十一号）の一部を次のように

改正する。

別表第一を次のように改める。

第二条 学校医は、必要の都度任命するも

のとする。

第三条 学校医の任期は、二年とする。

附 則

